

らの復興は、政権発足以来、安倍政権にとって最重要課題であります。

震災から間もなく丸九年となる中、土曜日には福島を訪問し、被災地の皆さんの懸命な努力によって確実に復興が前進している姿を見ることができました。震災以来、町全体の避難が続いていた双葉町では一部で避難指示が解除され、ようやく本格的な復興に向けて大きな一歩が踏み出されました。

復興・創生期間は最終年を迎えますが、福島が復興を成し遂げるその日まで国が前面に立ち、全力を尽くしてまいります。そのため、復興庁の設置期間を十年間延長する法案を国会に提出したところであり、復興・創生期間後も政治の責任とリーダーシップの下、復興に全力を期してまいります。

そして、復興は単なる復旧に終わってはなりません。委員御指摘の福島イノベーション・コースト構想は、ロボットテストフィールドなど、浜通りを世界最先端の産業集積拠点とするための希望あふれるプロジェクトであります。未来を見据えながら新しい福島をつくり上げる中で、避難されていた方々のみならず全国から多くの方々には浜通りに移住をしていただきたい、そうした観点から、従来の交付金を拡充し、魅力的な働く場の創出、移住促進に今後重点的に振り向けていきたいと思

います。まさに、地方創生の先駆けとなるような復興を、地震・津波被災地域も含め、今後更に力強く進めてまいります。

福島の復興なくして東北の復興なし、東北の復興なくして日本の再生なし。今後も現場主義を徹底し、被災地に寄り添いながら、一日も早い復興に向けて全力を尽くしてまいります。

○高階恵美子君 来週には聖火が松島基地に到着します。健全なる戦いの炎がこのコロナショックを吹き飛ばして、世界中の人々に勇気を与え、オリンピックの感動を共に味わえるよう、私も微力を投じてまいりたいと思います。

悪いのはウイルスであって人ではないことを理解し、思いやりの心で危機を乗り越えてまいりましょう。

終わります。

○委員長（金子原二郎君） 以上で高階恵美子さんの質疑は終了いたしました。（拍手）

○委員長（金子原二郎君） 次に、蓮舫さんの質疑を行います。蓮舫さん。

○蓮舫君 立憲民主党の蓮舫です。

まず冒頭、今日の私の質問時間は参議院自民党さんに御配慮をいただきました。心から感謝を申し上げます。

総理、まず、分からないので確認をさせていた

だきたいんですが、事実確認です。

今日から中国、韓国両国の入国制限が始まりました。これは科学的根拠はありますか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） まず、韓国においては、現在も感染者が急増をしているところがございます。既に一部、大邱広域市を中心に一部地域においては制限を行ってきたところでございますが、これが拡大をしている中において全域に対して既に発表したような対応を取ったところでございます。

そして、中国につきましては、既に湖北省、そして浙江省に対して制限を設けてきたところでございます。しかし、その中で確かに感染者の増加自体は、これは減少傾向にあるわけでございますが、しかしながら、今般、この一、二週間がまさに正念場であるという専門家の皆様の御提言をいただく中において、多くの国民の皆様にも御協力、御負担をいただいているというところにおいてこうした措置もとらせていただいたと、こういうことでございます。

○蓮舫君 専門家会議に諮らないでいいという判断は総理の指示ですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） この判断ですか。この判断については、最終的に政治的な判断を行うと、これはもちろん私だけの判断ではなくて、外務省等とも相談をした上において判断をさせて

いただいているところでございます。

○蓮舫君 イタリアは、都市を封鎖したり、民主党の党首が感染したと自ら公表しているんです。なぜイタリアは含まれないんですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） イタリアにつきましても急速な感染の拡大が見られるところでございませぬ。その中で、我々もイタリアを対象とすべきかどうかということについては議論を行っているところでございますが、必要であれば我々もちゅうちょなく判断をしたいと、こう考えているところであります。

○蓮舫君 この渡航制限も突然でした。専門家会議にも対策本部にも諮らないでクルーズ船の下船を決めました。あるいは、その政府の基本方針の翌日に、イベント自粛が一転して中止、延期の要請になった。そして、その翌日には学校一斉休業。決めたのは確かに対策本部かもしれませんけれども、議論をしたのは総理官邸室、関係大臣と事務方トップが集まって議論、総理の下で取りまとめ、政府対策本部で総理指示として発出をした。（資料提示）これ、国会答弁です。

この総理室での連絡会議、何を話し、何を決め、誰がどのように判断をしたのか、議事録まだ出ていませんが、なぜでしょう。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） このコロナ感染症対策につきましても、最終的な決定においては、

対策本部において、これまで全閣僚合意の下で緊急対応策や対策の基本方針等々について決定したほか、関係閣僚からの報告を受けて最終的に私から全閣僚に対して指示を行い、また国民や関係閣僚、団体に対して呼びかけや要請を行っているところであります。

そして、様々なこれはレベルで打合せ等々が行われているところでございますが、これは、例えば杉田副長官のところでも議論を行っておりますし、そして古谷補の下において幹事会等も行っているところでございます。

その中におきまして、御指摘の会議につきましては、新型コロナウイルス感染症対策本部の開催に先立って、私の下に官房長官や副長官、厚生労働大臣、関係省庁の幹部が集まって、対応の現状の報告を受けたり、今後の方針等について幅広く議論を行っているものでありまして、この会議は一月二十六日以降ほぼ連日実施しているところでございます。他方、対策本部においては、今申し上げましたような形で決定を行い、そして私から指示をしているところでございます。

このように、あくまでも連絡会議は対応の現状等について報告や議論を行う場であり、政策の決定又は了解は対策本部において行われているところでございます。

御指摘の連絡会議の記録についてはまだ作成さ

れていないと承知をしておりますが、新型コロナウイルス対策については、国内外の状況が時々刻々と変化する中でまずは感染拡大の防止に全力で取り組んできているところであり、これまでの記録を整理し作成するため、いままじの時間的猶予をいただきたいと、この点は是非御理解をいただきたいと思います。

なお、政策の決定を行う場である対策本部の議事概要については順次対外公表されているところであり、連絡会議の記録についても、今後、委員の御指摘も踏まえ、内閣官房において可能な限り速やかに作成し、報告してまいりたいと思っております。

○蓮舫君 政府対策本部は十八回行われて、まだ九回しか公表されていません。しかも、議事録じゃない。議事概要です。

これ全部見ました。議論なんかしていませんよ。突然総理が発表して、それが対策本部決定になるんです。言っているじゃないですか。連絡会議で、ここで相当な議論を行い、ここで基本的な方針を私の下で取りまとめ、ここで決めたものを最終的に私から対策本部で指示として発出。

すぐ議事録を出してください。作ってください。猶予はないです。まさか、改ざんをしているとか、あるいは迅速に提出をしたら都合の悪い議論とかしていたんじゃないですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） それは今申し上げ

げたとおりでございまして、連絡会議におきましては、先ほど申し上げましたように、私の下に官房長官や……（発言する者あり）

○委員長（金子原二郎君） 御静肅にお願いしませう。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 副長官、厚生労働大臣、関係省庁の幹部が集まって、対応の現状の報告を受けたり、今後の方針等について幅広く議論を行っているものでありまして、この会議は一月の二十六日以降ほぼ連日実施をしているところでございますが、しかし、実際にですね、実際に決定するのは、先ほど来申し上げておりますように、対策本部で行っているということでありませう。

○蓮舫君 日本で最初の感染者が確認されてから間もなく二か月なんです。そして、専門家会議が二月二十四日にこころ、二週間が瀬戸際と言った、瀬戸際の二週間は今日なんです。これまでの判断がどういふふうに進んで、どんな議論、どんな根拠で決められたのかを今迅速に検証して、次の政策につなげていかなきゃいけない。国会審議でもその途中経過の過程で基礎になるんじゃないですか。すぐ出してほしい。猶予なんてないと思います。

それと、今日も多分連絡会議は行われていく。今日からの連絡会議は速記者を入れて議事録をし

っかり作っていただくことをお約束していただけますか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 言わば、これは連絡会議、一応会議という名前は付いておりますが、基本的にはですね、基本的には省庁が、省庁が……（発言する者あり）

○委員長（金子原二郎君） 御静肅に。す。御静肅に。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） ブリーフ、省庁がブリーフをするもの、私に対してブリーフを行うものであります。当然この中において、私から質問をしたり、また今後はこのような方針をやるべきではないかという協議をするわけでございませう。

しかし、しかしですね、当然政策が決定されていくという過程においては、それはもう蓮舫議員もかつての政権時代よく経験しておられますから御承知だと思えますが、どこかで決まるのではなくて、様々な場で協議を行いながら、少数数の、例えば、私と例えば厚労大臣とのやり取りも行います、そういう中において様々な決定について、が形作られていくわけでございまして、重要なのは、最終的には……

○委員長（金子原二郎君） 答弁は簡潔にお願いします。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 対策本部におい

て決定がなされるということでございます。

○蓮舫君 作成を義務付けるために公文書管理のガイドラインに基づく歴史の緊急事態の指定を三月二日に提案したが、総理は断られました。その後、三月四日の党首会談で枝野代表に提案されると、検討したいと。これは評価をします。いつ指示しますか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 御指摘の歴史的緊急事態とは、ガイドラインにおいて、国家、社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に生かされるようなもののうち、国民の生命、身体、財産に大規模かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態と定義されているものと承知しております。

先日の審議の中でも、委員より歴史的緊急事態の早期指定について言及があったところでありませうが、新型コロナウイルス感染症の発生及びその蔓延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えることが懸念される状況に鑑み、新型コロナウイルス、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案を提出するのに合わせて、政府として今般の事態を歴史的緊急事態とするにとしたいと思います。

いずれにせよ、今回の事案については、担当省庁において事後的に認定を待つことなく、適切に、

また検証可能なように文書を作成、保存しているものと認識していますが、今後更なる徹底を指示することとしたいと思います。

○蓮舫君 余りにも対応が遅過ぎます。終わります。

○委員長（金子原二郎君） 以上で蓮舫さんの質疑は終了いたしました。（拍手）

○委員長（金子原二郎君） 次に、小西洋之君の質疑を行います。小西洋之君。

○小西洋之君 立憲民主党・国民、新緑風会・社民の小西洋之でございます。

通告のうち、検事長の勤務延長人事から質問をさせていただきます。パネルをお願いいたします。（資料提示）

安倍内閣は、一月の三十一日、黒川東京高検検事長の定年延長、すなわち勤務延長を突如閣議決定をいたしました。しかし、検察官は国家公務員法の勤務延長はできないことが昭和五十六年のこの国公法を改正したときの政府の想定問答集、これ私が国立公文書館で見付けてきたものでございますけれども、内閣法制局長官、森大臣も政府の統一見解であるというふうに認められているところでございます。

今、フリップを御覧いただきたいんですけども、問いの四十七番でございます。検察官につい

ては、年齢についてのみ特例を認めたのか、それとも全く今回の定年制から外したのか。答え、勤務延長の制度の適用は除外されることとなる、そして内閣総理大臣が全公務員に対して行う一般的な調整についてだけ適用があるというふうに言っているところでございます。

安倍総理に伺います。

義務教育を受けた小学校の六年生でも分かるような日本語で、検察官には勤務延長は適用できない、適用除外であるというふうに政府の統一見解として、国会の想定問答集、実際の国会でも定年制度は検察官には適用しないという答弁がございます。なぜ検察官に勤務延長が可能になるんですようか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 検察官については、昭和五十六年当時、国家公務員法の定年制は検察庁法により適用除外されていると理解しているものと承知をしています。

他方、検察官も一般職の国家公務員であるため、今般、検察庁法に定められている特例以外については一般法たる国家公務員法が適用されるという関係にあり、検察官の勤務延長については国家公務員法の規定が適用されると解釈することとしたところがあります。

このような今回の解釈は検察庁法を所管する法務省において適切に行っているものと承知をして

おりますが、詳細については法務大臣から答弁させたいと思います。

○小西洋之君 安倍総理に伺います。

今、安倍総理は、検察官は一般職の国家公務員なので、一般職の国家公務員が使える勤務延長も使えるんだというふうにおっしゃいました。ただ、検察官が一般職の国家公務員だったのはこの昭和五十六年当時からずっと同じでございます。重ねて伺います。

一般職の国家公務員である検察官が勤務延長制度は適用できないと日本語で明確に書いた当時の政府統一見解があるのに、これはすなわち法律の法規範そのものです。そういう法規範があるのに、なぜ安倍内閣では黒川検事長の勤務延長が法的に可能になるのでしょうか。

○国務大臣（森まさこ君） 担当大臣からまず説明をさせていただきますと思います。

小西洋之委員が今御指摘になりました導入当時の解釈については、私たちも同じ理解でございます。導入当時は、検察庁法により適用除外されているものと理解されておりました。そのように、今、パネルで告示になりました想定問答集にも書いてございます。しかし、条文の文言には勤務延長制度についての規定がございません。勤務延長すると勤務延長しないとも書いていない、その中でどのように解釈するかということは今般解釈